

提出期限：翌月20日必着

個人間移転に関する調査表

(年 月分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：

資金移動業者名：

所在地：

責任者の氏名

担当者の氏名

(電話番号)

外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○。ハの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。)

イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他<社内レート等>()

(単位：円)

国又は地域名	日本銀行使用欄 (国・地域コード)	支払	支払の受領
合計			

(記入要領)

- 外国為替の取引等の報告に関する省令別表第一に定める国際収支項目番号615（個人間の贈与等、労働者の留守宅送金）に該当する支払および支払の受領が対象になります。詳細は「個人間移転の調査について」を参照してください。
- 「国又は地域名」欄には、外国為替の取引等の報告に関する省令別表第二に定める国又は地域名を記入して下さい。
- 外国通貨から本邦通貨への換算は、原則として報告対象月の実勢外国為替相場（月中平均）を使用して下さい。
- 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉とするか、記入欄のみ作成し別紙として添付して下さい。なお、合計金額は1枚目に記入して下さい。
- 送金実績のない月についても、「該当なし」、または「0」をご記入の上、日本銀行国際局にお送り下さい。

個人間移転の調査について

(調査の根拠・目的)

外国為替及び外国貿易法第 55 条の 9 第 1 項では、「財務大臣は（中略）対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない」と規定されています。これを受けて、同第 2 項では、「財務大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは（中略）、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる」とされています。本調査はこれに基づき、銀行等および資金移動業者の皆さまにお願いするものです。

——なお、日本銀行は、同法第 69 条第 1 項の「主務大臣は（中略）、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる」との規定に基づき、財務大臣から委任を受けて国際収支統計を集計しております。このため、調査表の提出先を日本銀行としています。

上記に基づきご提出いただいたデータ（月間の集計値）は、わが国国際収支統計のうち「経常収支」の内訳項目である「第二次所得」を構成する「個人間移転」を集計するために使用し、これ以外の目的で利用することはありません。

(調査の対象となる取引¹⁾)

調査の対象となる取引は、「個人間の贈与等、労働者の留守宅送金」(国際収支項目番号 615) に該当する取引のうち、1 件当りの金額が 3 千万円相当額以下のものです²。

1. 国際収支項目番号 615 に該当する取引

国際収支項目番号 615 に該当する取引は、以下のとおりです。送金依頼書(送金目的)、受領側と支払側の氏名、取引の反復性等を確認し、対象となる取引を特定して下さい。

(個人間の贈与等)

- (1) 親族・知人との間の生活費補助。
- (2) 個人間の寄付・贈与等。
- (3) 個人間の損害賠償金(和解金、慰謝料を含む)。

(労働者の留守宅送金)

- (1) 本邦に残留している家族が、外国勤務のために出国した者(又は勤務先企業)から受取る生活費。
- (2) 本邦に勤務目的で入国した者(又は勤務先企業)が、外国の残留家族に支払う生活費。
- (3) 労働者の勤務先企業が、給与を当該労働者が母国に開設している預金口座に振込む場合であって、それが残留家族の生活費目的である場合。
- (4) 出向元企業が出向者の勤務先企業に代わって支払った出向者の給与を、出向者の勤務先企業から回収することに伴う受払。

¹ 以下では、報告する対象をイメージし易いよう例を用いて説明しています。実際にご報告頂く際には、「外国為替及び外国貿易法」および関係省令をご確認下さい。

² 3 千万円相当額超の受払を集計の対象外とすることが困難な場合は、3 千万円相当額超を含めて報告して頂いても差し支えありません。この場合であっても 3 千万円相当額超の受払については、「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出は必要です。また、本調査表に 3 千万円相当額超の受払を含める場合には、日本銀行に文書でお知らせ下さい。なお、3 千万円相当額であるか否かの判断(すなわち、「支払又は支払の受領に関する報告書」提出の可否)は、外国通貨と本邦通貨の売買を伴う場合は、実勢外国為替相場を適用して下さい。本邦通貨の売買を伴わない場合は、基準外国為替相場を適用して下さい。

また、本調査の対象となる取引をまとめたうえで、銀行等を通じて 3 千万円相当額超の受払をした場合、本調査のほかに「支払又は支払の受領に関する報告書」により、国際収支項目番号を「1100(資金移動業者による送金)」として、受払額を報告してください。相殺等により銀行等を通じずに決済した場合も同様です。

2. よく見られる取引

(1) 海外勤務者が本国の家族・親族等の家計に送金するケース

日本の事務所に勤務する個人や、日本で活動しているプロ野球選手・サッカー選手などのスポーツ選手は「日本国内に在住する者」であり、海外の事務所に勤務する個人や海外で活動しているスポーツ選手は「日本国外に在住する者」となります。

日本の事務所に勤務する個人や日本で活動しているスポーツ選手が外国の家族・親族等の家計宛てに行う送金や、海外の事務所に勤務する個人や海外で活動しているスポーツ選手が日本の家族・親族等の家計宛てに行う送金が本調査の対象となります。

(2) 勤務を主目的としない個人が家族・親族等の家計に送金するケース

日本人と婚姻関係にあり本邦に居住する外国人や、外国人と婚姻関係にあり海外に居住する日本人が、本国に送金するケースはよくみられます。また、研修生・留学生*は、勤務を主目的として滞在している訳ではありませんが、日本から海外に、あるいは、海外から日本に送金するケースも、よくみられます。このように、勤務を主目的としない個人による、生活費の目的での家族・親族等に向けた送金における居住者の資金の受払が、本調査の対象となります。

なお、外国人留学生や日本の企業との雇用関係のない研修生については、滞在期間が6か月以上経ったもののみ、我が国の居住者として認識されますが、区分が難しい場合には、「日本国内に在住するもの」として取り扱うものとして差し支えありません。

* 渡航した子息等のための留学費用（学費、生活費）は対象外（P5 参照）。

(3) 勤務先の事務所が本人の代理として残留家族に送金するケース

下記のケースはいずれも本調査の対象となります。

- ・ 日本企業の海外支店、事務所、又は海外勤務先企業が、海外で勤務している社員に代わって、日本国内の家族に送金
- ・ 同じく日本企業の海外支店、事務所、又は海外勤務先企業が、海外で勤

務している社員に代わって日本にいる家族に送金する資金を、日本の本社等にまとめて送金

- ・ 外国企業の日本支店、事務所、又は国内勤務先企業が、本邦で勤務している社員に代わって、海外の家族に送金
- ・ 同じく外国企業の日本支店、事務所、又は国内勤務先企業が、本邦で勤務している社員に代わって海外の家族に送金する資金を、本国の本社等にまとめて送金

3. 留意点

(1) 生活費の範囲

生活費とは、日々の生活を営むうえで利用される資金を指します。例えば、送金依頼書において、送金目的として、「生活費」と記載されている場合のほか、「家族のため」、「家族の医療費のため」、「家族の学資として」、「家の修繕のため」と記載されている場合も、生活費の送金に含まれます。

(2) 送金額に生活費目的以外の資金（資産購入や貸付などが目的）が含まれると考えられるケース

生活費目的の金額を聴き取って下さい。どうしても正確な内訳が分からない場合は、大体の割合を聞き出すなどして、概数を算出して下さい。但し、少額の送金（例えば、数 10 万円以下の送金）については、全額が生活費目的の資金であるとみなす扱いでも差し支えありません。

(3) 送金目的に関する情報がないケース

送金の受取（被仕向送金）については、受取人に対し送金目的を聴取して頂くことが基本となりますが、少額の送金について、そうしたことが困難である場合には、被仕向送金のうち生活費に相当する金額を、利用可能な情報を基に概算して報告して下さい。この場合には、概算方法の概要及び適用期間（例：○年◇月以降）を日本銀行に文書でお知らせ下さい。

(本調査の対象とならないケース)

1. 国際収支項目番号 615 に該当しないもの（紛らわしいもの）

- (1) 相続、遺贈に伴う資産の移転や、固定資産の取得のための贈与
- (2) 勤務目的で出入国した労働者の勤務先からの給与の受取（その国の居住者として扱われるため）
- (3) 個人間の貸付金の受払
- (4) 本邦にある在外公館の外交官や領事官、在日米軍基地の隊員による受払（非居住者間取引として扱われるため）

2. 紛らわしいものの具体例³

(1) 外国政府や国際機関などにより使用されている場所で働くために入国した外国人

在日外国政府の大使館・領事館、国際機関の在日拠点、在日米軍等は、地理的には日本国内に所在しますが、こうした公館等で働くために本国政府等から任命され入国した人による送金は、本調査の対象外です。

一方、日本政府の在外公館に勤務するため出国した日本人から日本国内の家族が受取るケースも、本調査の対象外です。

(2) 留学費用・入院費用

留学のため渡航した子息等の学費・生活費（家賃・食費）や、医療のため渡航した家族等が海外の医療機関を利用する費用に係る資金の送金は、本調査の対象外です。

³ (2)～(4)については、3千万円相当額超のものであれば、いずれも「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出対象となります。この場合の国際収支項目番号は、以下の通りです（詳細は日本銀行のホームページでご確認下さい）。

内容	国収項目番号と主な取引
留学費用・入院費用	113（長期留学＜1年超＞） 114（短期留学＜1年以内＞、医療費）
生活費目的以外の資金	617（相続、遺贈に伴うもの） 619（固定資産の取得のための贈与）
帰国に伴う自己資産の引揚げ	616（移住に伴うもの）

(3) 生活費目的以外の資金

個人間の送金であっても、相続・遺贈に伴うものや、土地・家といった固定資産購入や改築などの修繕に使われる資金の贈与は、本調査の対象外です。

(4) 帰国に伴う自己資産の引揚げ

日本で働いていた人が本国に引揚げる際に、預金等の自己資産を外国に送金する場合は、本調査の対象外となります。同様に、外国で働いていた日本人が日本に引揚げる際に自己資産を日本に送金する場合も対象外です。なお、一時帰国の場合は「本国への引揚げ」に当たりません。

(提出期限について)

本調査については、1 ヶ月分を国又は地域別に集計したうえで翌月 20 日必着で日本銀行にご提出頂きますようお願いいたします。

——送金の相手先の国又は地域については、外国為替の取引等の報告に関する省令の別表第二（第 37 条関連）に示されている国又は地域名に基づいて報告して下さい。

以 上

調査表の提出先と照会先

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60 番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照